

# \*\*\* 日本脳炎ワクチンについて \*\*\*

## 【接種対象・間隔・回数】 稚内市に住民登録のある方

※任意接種分も回数に入ります

**1期** 3歳以上～生後90か月未満(7才半になる前日まで) : 初回2回・追加1回  
初回→6日以上の間隔をおいて2回 (標準的には、6～28日までの間隔をおいて2回)  
追加→1期初回終了後、6か月以上～ (標準的には、おおむね1年を経過した時期に1回)

* 未接種	→ 4回
* 任意で1回接種	→ 3回
* 任意で2回接種	→ 2回
* 任意で3回接種	→ 1回

1回目 → 6日以上の間隔 → 2回目 → 2回目終了後、6か月以上 → 追加(3回目)  
\*標準として、6日～28日の間隔 \*標準として、おおむね1年

**2期** 9歳以上～13歳未満(13歳になる前日まで) : 1回  
1期完了後、6日以上～ (\*5年以上の間隔をおくことがのぞましい)

4回目

《標準的な接種期間》

1期 3歳以上～4歳に達するまで(3歳の誕生日から4歳の誕生日の前日まで)に2回接種  
4歳以上～5歳に達するまで(4歳の誕生日から5歳の誕生日の前日まで)に1回接種

2期 9歳以上～10歳に達するまで(9歳の誕生日から10歳の誕生日の前日まで)に1回接種

## 《特例制度対象》 稚内市に住民登録のある方

① 平成21年4月2日～平成21年10月1日にお生まれの方  
11歳から13歳になる前日までの間に、1期(初回2回・追加1回)・2期(1回)の計4回分を接種することができます。

② 平成14年4月2日～平成19年4月1日にお生まれの方  
20歳になる前日までの間に、1期(初回2回・追加1回)・2期(1回)の計4回分を接種することができます。

接種間隔: 1期 初回2回 6日以上の間隔をおいて (\*標準的には、6～28日までの間隔)  
追加1回 1期初回終了後、6か月以上～ (\*標準的には、おおむね1年)  
2期 1回 1期完了後、6日以上～ (\*5年以上の間隔をおくことがのぞましい)

【接種料金】 自己負担はありません

【接種場所】 医療機関での個別接種

医療機関名	対象年齢	電話番号	予約の有無	接種日時
こどもクリニックはぐ	3歳以上～	34-8989	予約無	診療日時が変更になることがありますので、詳細はお問い合わせください
市立稚内病院	3歳以上～	23-2771	中学生まで: 予約有	中学生まで:金曜日 午後から ※接種の1週間前までに予約が必要です
			高校生～: 予約無	高校生～:月～金曜日 受付時間8:30～11:00
南稚内クリニック	3歳以上～	24-5500	予約有	受付時間 10:00～17:00 ※接種の1週間前までに予約が必要です
えきまえ診療所	高校生以上～	73-6660	予約有	月～水・金曜日→8:30～10:30・14:30～17:00 土曜日→14:30～16:00
クリニック森の風	高校生以上～	34-6565	予約有	詳細は予約時にお問い合わせください
道北勤医協宗谷医院	高校生以上～	24-1117	予約有	詳細は予約時にお問い合わせください

予診票は医療機関に用意してあります。母子健康手帳・健康保険証を忘れずにお持ちください！  
※中学生(13歳以上)から16歳未満の方で、保護者が同伴できない場合は、健康づくり課へお問い合わせください。

# 日本脳炎について

「予防接種と子どもの健康」より抜粋

## 〇必ずお読みください

### 1. 日本脳炎とは

日本脳炎とはウイルスを持つ蚊が人を刺すことによって感染する病気です。症状が現れる場合、数日間の高熱、頭痛、嘔吐から始まり、光への過敏症や意識障害、痙攣等の中枢神経系障害を引き起こします。感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏風邪用の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

現在、北海道には日本脳炎のウイルスを持つ蚊は生息しておりませんが、日本脳炎の発生している道外や海外に行き来する機会は増えており、日本脳炎に感染する可能性が高まっているとされています。

### 2. 予防接種の効果と副反応について

日本脳炎ワクチンを接種することで、体の中に日本脳炎への抵抗力（免疫）ができ、日本脳炎にかからないか、たとえかかっても軽くて済みます。

予防接種を受けた1～2割に発熱、咳嗽、鼻漏、注射部位紅斑等の副反応がみられます。また、極めて稀ですが、重い副反応（アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎、血小板減少性紫斑病等）がおこることがあります。

### 3. 予防接種を受けることができない場合

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます。）をしている
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかである
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断している

### 4. 医師と相談した方がいい場合

- ① 心臓、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている
- ② 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がでたことがある
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている、及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる
- ⑤ ワクチンに含まれる卵の成分、抗生物質、安定剤にアレルギーがあるといわれたことがある
- ⑥ 現在、妊娠している可能性（生理が予定より遅れているなど）がある  
※妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には、原則接種しないこととなっています。予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種ができます。

### 5. 予防接種を受けた後の注意

1. 予防接種を受けた後、30分以内に急な副反応（まれにショック、じんましん、呼吸困難等）があらわれる事があります。接種後30分は安静にしてお待ち下さい。
2. 接種当日はいつもの生活でかまいませんが、激しい運動はさけて下さい。
3. 入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
4. 注射部位の発赤、腫脹（直径5 cm未満、まれに直径5 cm以上）、疼痛が現れることがあります。そのような時は冷たいタオル等で冷やして下さい。通常1週間程度で治ります。また、倦怠感、頭痛、発熱、寒気などを起こす場合もたまにあります。このような時は入浴を控えて下さい。  
なお、症状が異常と思われるときは医師の診察を受けて下さい。
5. 他の予防接種を受ける場合は、接種後6日あけて下さい。

### 6. 健康被害救済制度について

ワクチンの種類によっては、極めてまれ（百万人から数百万人に1人程度）に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。このような場合に厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付対象となります。

《 お問い合わせ先 》

稚内市生活福祉部健康づくり課（保健福祉センター内）

稚内市中央4丁目16番2号

☎ 23-4000

